会議記録

附属機関の名称	熊谷市自治基本条例審議会
開催日時	平成２５年１１月１９日（火） １４時３０分から１６時３０分まで
開催場所	熊谷市役所６０３会議室（西）
出席者	【委員】計８名 山口雅功会長、依田悦代副会長、出浦尚明委員、新秀明委員、 小谷野操男委員、上村悦子委員、千野清子委員、駒宮淳子委員 （※　鈴木邦明委員は欠席） 【事務局】企画課職員計４名 持田課長、上山副課長、島﨑主査、長谷川主査 計１２名
傍聴人	０人
問い合わせ先 （所管課）	総合政策部企画課（市役所本庁舎３階） 電話　０４８－５２４－１１１１（内線２１５・５２８）
内容	**１　開　会** ⑴　熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、会議の概要を公開することの承認 ⑵　会議資料の確認 ⑶　欠席者の報告 **２　会長あいさつ** **３　議　事** 熊谷市自治基本条例審議会条例第６条第１項の規定に基づき、山口会長が議長となり進行 **⑴　自治基本条例の推進状況について** （資料：自治基本条例推進状況検討資料） ア　事務局から資料について説明 イ　質疑応答、意見等 **○条例の目的（第１条関係）及び審議会の役割（第２３条関係）について** （委員）市議会の一般質問で自治基本条例についての質疑があり、中学校の授業で条例を学ぶ機会があるかどうか質問があり、中学３年生の社会科

	の授業の中で条例についての学習機会の中で学ぶことを検討している旨の答弁だったようだ。学習の機会は既にあるのか、これから検討していくのか、どちらであるのか確認したい。自治基本条例の制定過程の段階のときに、条例への理解を深めるためには、義務教育の中で学習の機会があればと議論したことがあったと記憶しており、実現しているのであれば、喜ばしい。条例の制定から６年経過し、条例を学んだ若者から、自治基本条例についていろいろと意見が出てくることを期待している。 （事務局）地方自治の制度についての授業機会があり、その中で、「条例」というものがあるということを学んでいる。熊谷市にも条例があるということは、以前から授業で触れており、教育委員会としては、熊谷市の条例の中に「自治基本条例」があるということも情報提供している。ただし、授業でどの条例を紹介するかについては、学校の裁量に任せているので、特に自治基本条例について教えたか教えていないかの把握まではしていない。 **○協働の原則（第４条関係）について** （委員）市民協働「熊谷の力」事業は、単年度限りの事業となるのか。 （事務局）この事業には、事業内容に応じて市役所の中で担当課があり、発展性がある、汎用性がある事業については、翌年度に市の事業として別に予算化して継続される場合もある。 （委員）今は、自治会だけでなく、様々な市民団体が一歩踏み出す力を生み出すための過渡期であるとも感じる。地域にも、元気な６０代が戻り、潜在的な力はある。 （委員）若い人がやる気になる、参加できる、身近な活動が対象事業となるようにハードルが下がることが重要であると思う。 （委員）市の助成制度があるというＰＲも必要である。 **○情報共有の原則（第５条関係）及び情報の提供（第１６条関係）について** （委員）犯罪発生状況やごみの焼却量など、市民としては、知らないと身近に感じないものもある。こういったものについては、前向きに情報を公開していく必要がある。 **○市民参加及び協働の推進（第１３条関係）について** （委員）市民活動支援センターのおかげで、市民活動が活発になっている。公共施設に小規模でも余剰スペースがあるようなら、各地域にミニセンターを設置できれば、それぞれの地域で活動しやすくなる。公共施設には本来の使用目的があるからなかなか難しいことは承知しているが、うまく兼ねられればよい。 （委員）熊谷市は、公民館の数が多すぎるのではないかと感じている。公民

	館を統合し、また、複合施設とすることで、そこに行けばいろいろな活動ができるようにとなるとよい。 （委員）施設（建物）であっても、活動団体であっても、コラボレーションがあってしかるべき時代であると思う。例えば、自治会館を市民活動の拠点としても使う、自治会として防災イベントを行う、といったことが考えられるのではないか。 **○コミュニティ（第１５条関係）について** （委員）自治、自治会というものが衰退してきているように感じている。それとは逆に、市民活動の分野では活動している人が増加している。市民活動支援センターという拠点ができて、地域を越えての能動的な活動は増えている。ただ、自治会のような地域の活動を、軽視するような姿勢を大人が見せると、子どもたちは親の背を見て育つので、影響は大きい。「自治」ということばは、例えば学校でも生徒会活動に見受けられる。若いときから身近なことばでないと、やがてまちづくりへの関心の有無、濃淡に表れてしまうのではないかと思う。学校教育の中でも自治について、採り上げてもらえればと思う。 （委員）自治会の加入率を見ると、４世帯に１世帯は入っていない計算になるし、加入していても、高齢化等の世帯構成の事情から、自治会活動に参加できない世帯も多いと思う。現在、自主防災組織や防犯パトロールの活動は自治会と連動している実態もあり、今後の活動の担い手がどうなっていくのか不安がある。自治会加入は強制ではないということは承知しているが、例えば自治会加入推進条例のようなものが必要なのか、また、なじむものなのか、考えていく必要もあると思う。市民活動を展開していて感じるのは、地域コミュニティあっての市民活動ということである。 （委員）地元の自治会の崩壊の危機を感じ、市民活動推進課発行の自治会ハンドブックを入手して、有志で相談した。自治会内のアンケートを実施したが、不安なのは、防犯灯の維持管理やゴミ集積場の問題だ。こういった身近な問題で協力しあうことで、自治ということにつながっていく。 （委員）若い人たちが、自治とは何か、どう考えるのかを学びながら、自分たちのまちづくりを進めていく素地をつくってほしいと考える。新しい自治会の活動、新しい自治を考える流れができる。そのためにも、教育は大事である。 （事務局）東日本大震災や大島でも土砂崩れの災害、本市でも竜巻被害などが発生したが、共助の必要性、自治会の必要性が改めてみえている。 （委員）共助という概念では、元気な高齢者の活躍の場が大事である。県のいきがい大学や市の直実市民大学などで学んだ人が仲間をつくり、地域活動にかかわっていくために、市に橋渡し役を期待したい。

	（委員）オフの時間ができる世代に対して、地域のため、次の世代のために何ができるのか、貢献できるのかということを考える講座があってもいい。 （委員）自治会活動が目に見えることにより加入率も増加する。 （委員）自治の問題は若い世代がこれから背負っていくのであるから、学校教育が大事である。また、地域では、親が子どもに見本を示す、一緒に活動するということが大事である。この審議会としてどのように捉えて市民にアピールしていくのか、難しい問題ではある。 **⑵　その他** **特になし** **４　閉　会**

※　この会議記録は、熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱第１０条に規定する様式第２号により、作成しています。